災害時における医療救護に対する活動協力についての覚書

東成区役所、一般社団法人東成区医師会(以下「東成区医師会」という。)、一般社団法人東成区歯科医師会(以下「東成区歯科医師会」という。)、東成区薬剤師会及び東成消防署は、災害発生時における医療救護について、大阪市地域防災計画及び東成区災害応急対策実施計画に基づき、次のとおり覚書を締結する。

- 1. この覚書は、大阪市地域防災計画及び東成区災害応急対策実施計画において想定されている災害(地震、風水害等異常な自然現象または大規模な火事等)若しくは事故災害(航空、道路、鉄道等)が発生し、東成区災害対策本部が設置されることが予測される場合(但し、大阪市と社団法人大阪府医師会との間で締結した「災害時における医療救護についての協定書」第9条が適用される場合には、同協定を優先する。)に、災害発生時の初期段階における東成区の医療救護の万全を期するため、東成区役所及び東成消防署が行う医療救護活動に対して、東成区医師会、東成区歯科医師会及び東成区薬剤師会の各会員のうち、協力可能な医師、歯科医師、薬剤師の有志らにより実施する医療救護活動への協力について必要な事項を定める。
- 2. 東成区医師会、東成区歯科医師会及び東成区薬剤師会会員の有志は、災害が発生した時点において、東成区役所の要請があった場合、又は会員自らの判断で災害発生場所に駆けつけ、東成区役所と協議・調整のうえ、医療救護活動への協力を行う。この場合の東成区医師会、東成区歯科医師会及び東成区薬剤師会会員有志の協力は、民法第698条所定の緊急事務管理に該当するものとみなし、また、東成区医師会、東成区歯科医師会及び東成区薬剤師会は、いかなる場合においても個別会員の協力を取り付ける義務、一定数の有志を確保する義務を負うものではない。
- 3. 東成区医師会、東成区歯科医師会及び東成区薬剤師会会員の有志が行う上記の医療救護活動協力及び同経費の負担については、大阪市と社団法人大阪府医師会との間で締結した「災害時における医療救護についての協定書」(昭和58年9月1日)を準用する。
- 4. この覚書に疑義が生じたとき、または定めのない事項については、5者協議の上決定する。
- 5. この覚書の有効期間は、平成30年3月28日から平成31年3月31日までとする。 但し、この覚書の有効期間の終了前30日までに、5者から別段の意思表示がないときは、 更に1年間延長され、以後同様とする。

本覚書を証するため、本書5通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年3月28日

東 成 区 長

麻 野 篤

一般社団法人東成区医師会会長

中 村 正 廣

一般社団法人東成区歯科医師会会長

天 上 吉 隆

東成区薬剤師会会長

小 林 洋 -

東 成 消 防 署 長

吉 見 克 也